

綾瀬市部活動地域展開運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、綾瀬市部活動地域展開運営業務(以下「本業務」という。)を委託する候補者(以下「候補者」という。)の公募型プロポーザル方式による委託先の選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

綾瀬市部活動地域展開運営業務委託

(2) 業務内容

別添「綾瀬市部活動地域展開運営業務委託仕様書(以下「本仕様書」という。)」のとおりとする。ただし、この仕様書は現時点の暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様書は本プロポーザルにより選定する契約の相手方の候補者(以下「契約候補者」とする。)の提案内容をもとに発注者と協議して決定する。

(3) 履行期間

本事業の委託契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 契約上限額

25,697,060円(消費税相当額を含む)

※本プロポーザルは令和7年度3月議会の予算の議決を前提とした事前準備手続きであり、議決後に効力を生じるものとなる。

したがって、3月議会において否決された場合は、本事業に関わる契約は締結せず、その場合においても、本プロポーザルの応募者が提案に要した費用(準備行為も含む)、提供した知見の対価等については一切補償しない。

(5) 契約保証金

綾瀬市契約規則第38条第1項第3号により免除

(6) 支払い方法

3回を限度とした分割払いとし、支払い時期及び額については協議のうえ決定するものとする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 綾瀬市入札参加資格停止要綱（平成17年4月制定）に基づく、指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等に基づく法的手続きを行っていないこと。
- (4) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (5) 綾瀬市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと
- (6) 綾瀬市長が、応募者が(5)に該当するか否かについて、神奈川県警本部長に調査を依頼することに承認する旨の書面の提出ができること。
- (7) 優先交渉権者の選考手続きにおいて、その公正な手続きを妨げないこと。
- (8) 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。
- (9) 参加表明書及び確認書類により、本募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (10) 事業運営等を円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	期間
公募開始	令和8年2月 2日（月）
質問受付	令和8年2月 2日（月） ～令和8年2月 9日（月） 17時
質問回答	～令和8年2月13日（金） （質問に対する回答を順次掲載）
参加申込書提出 （持参もしくは郵送）	令和8年2月16日（月） ～令和8年2月20日（金） 17時
参加資格確認結果通知、提案書 等提出要請書通知	～令和8年2月25日（水） （電子メールにて通知）
提案書等の受付	令和8年2月25日（水）

(持参もしくは郵送)	～令和8年3月4日(水)17時
審査(プレゼンテーション)	令和8年3月13日(金)
審査結果通知予定日	令和8年3月19日(木)以降
契約締結	令和8年4月初旬頃(予定)

※スケジュールについては、都合により変更となる場合があります。

5 質問の受付

本事業に関し質問がある場合は、次のとおり所定の様式を提出すること

(1) 受付期間

令和8年2月2日(月)～2月9日(月)17時

(2) 提出方法

「質問票(様式1)」を電子メールに添付する方法で提出。メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、メール送信後は、受信確認のため、スポーツ課へ電話連絡をすること。

(3) 回答方法

令和8年2月13日(金)までに、市ホームページで随時掲載する。

6 参加申込

(1) 受付期間

令和8年2月16日(月)～2月20日(金)17時(必着)

(2) 提出方法

所定の様式をスポーツ課宛に持参もしくは郵送で提出。

(3) 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約及び情報照会に関する同意書(様式3)

ウ 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)(受付日3ヵ月以内に発行されたもの)

エ 財務諸表

オ 納税証明書(直近の事業年度分)

- ・法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書(国税通則法施行規則が定める納税証明書等)

・神奈川県の県税に係る納税証明書（神奈川県からの課税がある場合のみ）

・綾瀬市の市税に係る納税証明書（綾瀬市からの課税がある場合のみ）
イからオまでについては、本市での競争入札参加者名簿に登録している場合は提出を要さない。

7 参加資格確認結果通知、提案書等提出要請書通知

令和8年2月25日（水）までに参加資格確認結果通知書、提案書等提出要請書通知書を電子メールにて通知する。

8 提案書等の提出

（1）受付期間

令和8年2月25日（水）～3月4日（水）17時まで（必着）

（2）提出方法

提案書等に必要事項を記入し、スポーツ課に持参もしくは郵送で提出。

（3）提出書類

提出書類	添付書類、注意事項
公募型プロポーザル 提案申請書 (様式4)	正本についてのみ押印すること。
業務経歴書(様式5)	
業務実施体制及び配置 予定者調書(様式 6-1～6-3)	
工程表(任意様式)	
提案書(任意様式)	①作成要領 ・用紙：A4版 ・フォント：任意 ・フォントサイズ：12ポイント程度 ・ページ数：両面印刷、表紙及び目次を除き40ページ以内（用紙20枚）

	<p>②表紙記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者名称 ・件名：綾瀬市部活動地域展開運営業務提案書 <p>③企画提案内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書を参照し作成すること <p>※その他、仕様書に記載されている内容以外の有益な情報・提案があれば記載すること</p> <p>ア 市内在住の中学生を対象に部活動地域展開を実施するにあたり、受注する上での基本的な考え方や理念、方針について、具体的に述べること</p> <p>イ 地域クラブ活動に参加する生徒の登録や管理、活動内容、連絡方法等について、具体的に述べること</p> <p>ウ 地域クラブ活動で指導する指導者の確保、研修・育成方法、勤怠管理等について具体的に述べること</p>
見積書	<p>ア 別紙「価格算定及び精算基準表」に記載されている額に加えて、本事業に要するすべての費用について記載すること（単価、人員、人日等積算の内訳がわかるよう詳細を記載する。）</p> <p>イ 見積書に記載した経費の内訳について、積算根拠がわかるように記載すること</p> <p>ウ 見積書の正本には、住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し押印すること</p>

※その他、補足説明資料がある場合は、任意様式で提出すること。

(4) 提出部数等

- ・原本 1部
- ・副本 10部
- ・提案書のPDFデータ

※原本、副本はそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）したものを提出。

※参加申込書を提出した場合であっても、提案書等を提出しない限り、プロポーザルへの参加は不可とする。

(5) 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、提案辞退書（様式7）を

スポーツ課に提出すること。

9 プレゼンテーション審査

提案書等を提出した参加者は、次のプレゼンテーションを行い、審査を受けるものとする。

(1) 開催日

令和8年3月13日（金）

実施日時等の詳細については、追って通知する。なお、順序は提案書等の到着順とする。

(2) 会場・時間

一次審査の結果とともに電子メールで通知。

(3) 出席者

5名以内

(4) 実施方法等

提案書に基づくプレゼンテーション。

本事業の業務主任担当者及び担当者となる者が必ず出席すること。

ア 20分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を10分程度行う。

イ パソコンを使用する場合は、各事業者で用意すること。なお、プロジェクト（HDMI ケーブル）及びスクリーンについては、本市において用意する。

(5) その他

ア プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ プレゼンテーションでの説明内容及び質疑に対する回答の内容は、特に説明のない限り、提案額の範囲内で実現可能であるものと判断する。

10 優先交渉権者の選定手順

本市職員等で構成する「綾瀬市部活動地域展開運營業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）で、参加事業者の提案内容等を審査し、優先交渉権者を選定する。

(1) 審査方法・選定等

ア はじめに評価基準に基づき、事務局で一次審査を実施する。

イ 一次審査の通過者のみに対し、委員会による二次審査を行う。一次審査時点で参加数が6者以上の場合は、一次審査の上位5者を二次審査の対象とする。

ウ 二次審査への参加の可否についてのみ、すべての参加事業者に電子メールで通知する。

エ 二次審査（プレゼンテーション）は、委員会の委員が評価基準に基づき、委員が評点を行い、一次審査の点数と合計する。

オ エで最高点を獲得した事業者を優先交渉権者として選定する。審査の結果、点数が同点であった場合は、委員会の委員長が決定する。

（2）評価基準

ア 一次審査

評価項目	評価基準	配点
見積書	適切な範囲内での見積金額が提示されているか	10
業務実施体制	業務の進行に十分な人員体制がとられており、業務責任者、担当者に十分な業務経験があるか。	10
業務実績	本業務と同種又は類似の地域展開に係る業務実績があり、有益な実績を有しているか。	5
小 計		25

イ 二次審査

評価項目	評価基準	配点
業務内容	本業務の趣旨や目的を十分理解した提案となっているか。	10
指導者の確保及び質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・安定して運営できる人材の確保の方策がとられているか。 ・専門性のある質の高い人材を確保する方策がとられているか。 ・指導者の質の向上のための人材育成に係る方策があるか。 ・指導者の指導方法を把握し、改善すべき点が 	15

	あった場合の対応策があるか。	
指導における安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安全管理のための方策が適切であるか。 ・指導者の安全管理に関する取組があるか。 	10
けが・事故等の緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・けがや事故等の緊急時に適切に対応する方策がとられているか。 ・緊急時対応に関する研修機会を設けるなど、指導者が適切に対応できる方策がとられているか。 	10
法令遵守・情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護及び管理に関する対策がとられているか。 ・指導者一人一人が法令遵守する意識を高めるための方策がとられているか。 ・指導者の問題行為発生時の対策が適切にとれる体制となっているか。 	10
持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な体制構築のための財源確保について効果的な手法が提案されているか。 ・持続可能な体制構築のための調査や先進的な取り組みの提案が示されているか。 	5
保護者との連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連絡が適切にできる方策がとられているか。 ・保護者からの問い合わせに対応できる体制や方策がとられているか。 ・保護者との信頼関係構築のための方策がとられているか。 	5
学校等との連携・連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び中学校体育連盟や各種目競技団体等関係団体との連携が適切にできる方策がとられているか。 ・学校施設や備品の管理・使用方法が適切か。 	5
その他提案	その他、本業務の実施にあたって有効と思われる独自の提案がなされているか。	5
小 計		75
合 計		100

(3) 結果通知

二次審査結果は、令和8年3月19日（木）以降、二次審査参加者のみに結果通知書により通知するほか、本市のホームページ上で公開する。

なお、審査内容については、いかなる問い合わせにも応じない。

(4) 契約の締結

審査の結果により、最高得点者が優先交渉権者となり、事業の内容及び仕様について本市と協議を行い、契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が不調になった場合、次順位である者を優先交渉権者として契約交渉を行うことができるものとする。

(5) 応募者が一提案者のみの場合

審査において、委員会が本実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を優先交渉権者として決定する。

11 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用の申請など、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 見積書の金額が2(4)の上限額を超える場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

12 応募に関する留意事項

- (1) 本事業について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 事業に参加する費用等は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりしないものとする。

- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となるものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (5) 本市が提供する資料は、応募者にかかわる検討以外の目的で使用してはならない。
- (6) 本事業に係る情報公開請求があった場合は、綾瀬市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。(本市の指示のもと変更又は修正を加える場合がある)。
- (8) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (9) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。
- (10) 提出した書類の変更はできない。
なお、本提出書類について後日参考資料を求めた場合、求めに応じること。
- (11) 参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は、提案書を無効とする。
- (12) この要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定める。

13 問い合わせ先（書類提出先）

綾瀬市健康こども部

スポーツ課 スポーツ推進担当（綾瀬市役所窓口棟 2階）

所在地：〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550番地

電話：0467-70-5656（直通）

F A X：0467-70-5701

Eメール：wm.705656@city.ayase.kanagawa.jp